

厚生労働省
生活困窮者及びひきこもり支援に関する
民間団体活動助成事業



第2回 生活困窮者支援機関×厚労省
リアルタイム意見交換会 報告レポート

【開催概要】



【開催日時】 2021年7月15日（木） 10：00～12：00

※厚生労働省も同時間の参加

【開催方法】 オンライン【ZOOM】

【参加者数】 厚生労働省：10名

生活困窮者支援機関：24名

自治体：9名（北海道・直営含む）

運営スタッフ：3名 合計46名 （別紙参照）

未申し込み19機関 ※画面上は合計65画面

○当日プログラム（流れ）

- 1 開催趣旨
- 2 当日の流れ・資料の説明（表示名の確認）
- 3 ブレイクアウトルームにて意見交換会の内容説明
- 4 ブレイクアウトルームにて意見交換会：ルーム1～8に振分け
- 5 ブレイクアウトルームの話の共有：ルーム1～8各代表者発表
- 6 みなさまからのお知らせタイム
- 7 次回のテーマについて
- 8 次回日程について

12：10終了

【ブレイクアウトルーム（グループディスカッション）】

【テーマ】 下記テーマなどについて各ルームにてまずは自由に意見交換を行った

- ・今回の情報交換会のような意見交換の場の必要性
- ・各地域をまとめたプラットフォームがあるのはどうか
- ・緊急時の給付金の在り方など

【各ルームの構成メンバー】

【ルーム1】 直営自治体・振興局自立相談支援機関（振興局）・主催団体・厚労省

【ルーム2】 一時生活支援機関・自立相談支援機関（振興局・社協）・厚労省

【ルーム3】 自立相談支援機関（振興局）・厚労省

【ルーム4】 自立相談支援機関（社協・振興局）

【ルーム5】 自立相談支援機関（市・振興局）・振興局

【ルーム6】 就労準備支援機関（道・振興局・市）自立相談支援機関兼就労準備支援機関

【ルーム7】 自治体・自立相談支援機関（社協）自立相談支援機関（市・振興局）

【ルーム8】 一時生活支援機関・自立相談支援機関・北海道

今回は話を深めやすくするために、同様の立場の機関同士でグループ分けを行った。

【ルール 1】

参加者：厚生労働省・直営自治体（函館）・振興局自立相談支援機関（オホーツク・根室）・主催団体

情報交換会の必要性

- ・ ZOOMの意見交換会の中で、自分たちの支援の方向性などを確認もでき、安心感に繋がる。
- ・ 法改正に向けて現場の皆さんの意見を伺っていける。

少額給付金について

- ・ 平時の際は必要。自立の相談員が寄り添い、給付方法など、一緒に考えることが支援員の立場に意味がある。
- ・ 自立の外に置くと使いにくい、中にあると有事の際回らない
- ・ 平時は自立の中に自由裁量の少額給付を。有事の際は自治体主体で、役割分担するネットワーク災害対策が必要。

生活保護の要件緩和について

- ・ 生活保護のハードルを下げ、全てを失ってからの保護ではなく、柔軟に入りやすく出やすい制度である必要がある。

有事の際の生活困窮者支援現場の状況・体制整備について

- ・ 有事の際に給付目的に来る人は相談を必要としていないため、支援に繋がらず、自立相談支援機関の負担になっている。
- ・ 有事の際に人を集めても、相談が特殊なため対応が困難。有事に向けたネットワークが必要。

ネットワークの重要性について

- ・ 継続性のある有事に向けたネットワークが必要のフォローアップの機関としてネットワーク組織が必要と考える。

【ルーム2】

参加者：厚生労働省・一時生活支援機関（苫小牧・札幌）・
自立相談支援機関（稚内・オホーツク）・就労準備支援事業（北見）

●オンライン環境について

- ツールとしての可能性はあると思われるが、対面がやはり中心となる。
- 初回は特に対面が必要。●関係が出来ている状態であれば、ツールとして使うことは検討の余地あり。
- 機関同士・支援者同士のコミュニケーションツール、会議等での活用はあり。

LINEBOT等の活用・協力について

- 相談者の環境から活用については何とも言えない。

フードバンクについて

- 活用していて、ニーズは伸びている。●市で確保している災害時の食料等の提供を受ける等している。

住居喪失時の対応について

- 今回の提案のように場の提供は助かるが、丸投げではなく、業務分担をしっかりと事前にすることが必要。

その他：厚労省への要望等について

- 級地区分の見直しをお願いしたい。実際の生活水準と合わない場合がある。
- 田舎においては、車の所有を緩和できないものか？就業・自立支援の観点からも必要と思われる。

【ルール3】

参加者：厚生労働省・自立相談支援機関（後志・渡島・留萌・根室）

ネットワークについて

- ・エリアが広いため住まい・就労先を探すことが大きい市以外は、探すことが難しい大変。
- ・対象者が窓口につながる仕組みをつくることが大切。
- ・リモートワークの環境が整っていない自治体・ネットワーク環境が整っていない生活困窮者に対しての対策が必要。
- ・札幌以外は近郊のつながりが無い。後方支援のイメージづけのため情報交換の場を作る

少額給付金について

- ・お金は別なものに使用される可能性もあるため、直接届けられる現物支給や同行支援の給付できる仕組みづくり。
- ・少額給付金 いくらなら少額なのかが疑問。
- ・ライフライン・命を守ることが重要（食糧の寄付や冬の灯油代は、社協が貸してくれる。）
- ・自立支援機関プランで、現金・現物を分けていく
- ・対応している支援者が判断する必要がある。

その他（各制度・事業について）

- ・重層的支援体制整備事業の話・「企業の開拓の仕方」や「横のつながりの作り方」など具体的な事例を共有していきたい。
- ※生困も入っているので、重要であると思われる。

【ルーム4】

参加者：自立相談支援機関（恵庭・空知・桧山・稚内）

少額給付金について

- ・ 支援の幅は広がるが、自立支援機関で給付という行為をしたことがないという不安感など運用方法の問題は出てくる。
- ・ 貸付け給付は自立につながるのか疑問。
- ・ 対処として、貸付け・給付の制度では限界がある。

出口支援について

- ・ 企業の要望も聞き、協同のコミュニティづくりを進め出口支援を考えていく大切さがある。
- ・ 理想は、相談者が自分で自分のエネルギーを作れるようになること。

地域開拓や受け入れた企業の開拓について

- ・ 必要なこととして、・ ジョブコーチ育成等地域協力者の開拓、季節労働と季節労働の現場をつなぎ合わせる取り組み。

【ルール5】

参加者：自立相談支援機関（釧路市・札幌市）・振興局（宗谷・上川・釧路）

緊急時を想定した少額給付金の法定化について

- ・対象者に直接渡さず支援機関に渡し、現場に裁量のある自由度の高いものにすると正しく有効活用されるのではないか。
- ・緊急性の高い一時生活支援の場面で、既存の支援内容を併用することが良いと思われる。
- ・求職者への渡し方、プリペイド携帯を持たせる・広い管内の支援機関では交通費として支給も良い。
- ・予算は年額よりも月額（繰越あり）のほうが使いやすくなる。

情報交換会にてテーマにしたい内容やネットワークについて

- ・各町村の地域内に避難先や宿泊先があると良い。
- ・情報の見える化をして避難先や宿泊先などの場所を活用できるような管内町村の横の連携がほしい。
- ・自治体の立場として自治体こそが連携を取り、自治体の持つ資源や支援策を有効活用すべきだ。
- ・書面だけのやり取りで、顔を見て話す機会が乏しい。
- ・自治体の担当職員が変わっても連携できるように、仕組み化しておくが良いと考えられる。
- ・道内・地域内ネットワーク構築を同時に進めていくことが良いと考えられる。
- ・情報交換会の中で「地域内ネットワークの構築」を取り上げていきたい。

【ルール6】

参加者：就労準備支援機関（北海道・苫小牧市） ・
自立相談支援機関兼就労準備支援機関（岩見沢・札幌・石狩）

少額給付金について

- ・お金がないことが問題なのではなく、その先の生活の立て直しが必要。
- ・相談意思のない人：「支援してほしい」「口出しされたくない」への対応は難しい
- ・給付が増えたとしても事務処理が煩雑だと現場にとって余計に大変になる。
- ・支援者にとって都合の良いお金だと良いが、法律の枠内で柔軟な対応が可能か・制限のあるお金で効果がなくならないかななどの問題があるため、明確なルールを作りが必要。

その他、ネットワークについてなど

- ・シェルターがない → 住居が必要な人でも、横の繋がりがなく難しい問題 → 結局、ジョイン（札幌）につないだ
- ・一時生活に限らず、横のつながりは必要
- ・市独自の資源にフリーライドしている形になる

新型コロナ・緊急事態宣言下での支援の変化

- ・住居確保給付金や総合支援資金に関する相談者増：「とりあえずお金がほしい」「とりあえず食べ物がほしい」など
- ・制度の運用も日々変わるため、支援者として、どのような支援をすればよいのか、困惑する
- ・経済・景気が停滞しているから困窮しているので仕事もない

職員のストレスについて：事務量が激増している

- ・事務職として入ったわけじゃないのに…」「寄り添う支援をしたいが」など職員の精神的・時間的余裕がない
そもそも職員に精神的・時間的な余裕がない

【ルール7】

参加者：自治体・自立相談支援機関（石狩・釧路市） ・
自立相談支援機関（札幌市・北広島市・千歳市）

少額給付金について

- ・住居がなくては、何事も始まらないため、既存の住居確保給付金を拡大して、支援することが良いのではないか。

中間的組織からの支援、繋がり

- ・コロナの影響から、研修会や各地域の情報交換が困難となっているため、このような取り組みは歓迎。

新型コロナ・緊急事態宣言下での支援の変化

- ・社協の貸付、住居確保給付金等の金銭的支援により生活保護者数は横ばいである。
- ・自立支援機関の負担が増えている。
- ・自治体も保健福祉はコロナ対応、困窮者支援など業務過多。
- ・伴走支援的な取り組みができない状況のため、給付だけの支援になっている、自立支援が本来行わなければならない。
- ・お金だけの支援では、自殺者など減らないのではないか？。
- ・制度はいくつも作られるが、ハードルが高く利用できず意味がない。
- ・団体に、対価として金銭を支払うことができない。

【ルール 8】

参加者：一時生活支援機関（苫小牧・札幌）・自立相談支援機関（江別市）・北海道

少額給付金について

- ・給付金はあったほうが良いが、救われる反面で弊害が起きる可能性もある。
- ・ある程度の制約が無ければ支給を受けながら渡り歩くような相談者も出てくるおそれもある。
- ・支給にあたり住所地に基準を置くことで一時生活支援事業の利用者は利用しづらい制度になることが懸念される。
- ・一時生活支援事業の利用者は衣食住が保証されている。一時生活利用者との差別化の検討が必要。
- ・支給にあたる手続きはなるべく簡潔で簡略化された形が望ましい。
- ・注意が必要なこととして、自由度が高ければ高いほど現場の責任も重くなってしまい負担がかかる。
- ・有事と平時で分けることで、制度からこぼれ落ちてしまうことや線引きが難しくなる懸念がある

情報交換会で取り上げもらいたいテーマについて

《一時生活支援事業の広域連携について》

- ・郡部と市の差も大きく広域連携の仕組みは必要。現状だと一時生活を実施している自治体に連れていくだけ（丸投げ）となるおそれもあり、仕組みをしっかりとつくらなければ実施できず。
- ・相談支援員にとって苦勞・疲弊する相談でもあることから、広域連携の仕組みがあることで相談支援員の精神的負担の軽減になる。
- ・一時生活支援事業の実施率を上げていく視点も必要。本人の意思確認を行う（本人主体）の視点は忘れてはならない。

《任意事業のフォローアップについて（事業の取り組みの報告や共有など）》

- ・一時生活利用者には金銭管理が苦手な人が多くおり、家計改善、学習支援、就労準備を実施している機関同士での情報共有をすることにより、それぞれの任意事業の実情を知ることが協働のヒントになるのではないか。
- ・家計改善事業が介入していく余地はないだろうか。他にも任意事業同士でうまく協働できるポイントもありそう。

まとめ・次回のテーマについて

12：10終了

広域連携の視点や、情報交換会、ネットワークのあり方など、ヒアリングシートも含めて検討していく。

- 本来であれば各グループに入って聞きたかった。
- 頂いた意見を心にとめて共有していく。

厚労省より

次回日程について

- 9月くらいに開催予定
- 「続・後方支援プロジェクト」事業説明会
7月27日16：00～、8月3日16：00～予定